

地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程第4条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年8月24日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 内藤 和世

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名

京都市立京北病院デイケアセンター（仮称）改修工事

(2) 工事場所

京都市右京区京北下中町鳥谷3番地

(3) 工事概要

京都市立京北病院旧保健センター1階部分を、デイケアセンターとして活用するための内装工事その他の改修を行う。

改修対象：旧保健センター，RC造，地上2階階建て1階部分

(4) 工期

契約の日から50日以内

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

出来高部分に相応する部分払は、1回以内の範囲で必要に応じて行う。

2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人京都市立病院機構経営企画局経営企画課調整係

（電話075-311-5311 内線2484）

3 入札参加資格に関する事項

本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程（以下「規程」という。）第2条第1項に規定する一般競争入札の参加者の資格を有するもの（京都市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている者と同じ。以下「一般競争入札参加有資格者」という。）であって、同日（(3)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

(1) 京都市競争入札等取扱要綱第3条の規定に基づき、平成23年度競争入札参加有資格者格付（建築工事）においてC等級以上に登録されていること。

(2) 建設業法の建築工事業に係る主任技術者を専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があると同時に、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(3) 京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二社の場合。ただし、(ア)については、会社的一方が更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札日の前日午後5時までに、当該工事に係る設計概要等を地方独立行政法人京都市立病院機構(以下「機構」という。)のホームページ(<http://www.kch-org.jp/kcho/bid>)からダウンロードして入手し、積算のうえ、入札書(別紙様式)を用いて(5)に記載する入札日時に入札を行うこと。
- (2) 当該工事に係る設計図書等については、公告の日から入札日の前日午後5時まで(8月27日(土)及び28日(日)を除く。)に、機構経営企画局経営企画課において購入すること(購入費用1,000円)。
なお、購入受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。
- (3) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (4) 入札者は、入札書の訂正又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札日時、場所等
 - ア 入札日時
平成23年8月31日(水)午後4時
 - イ 場 所
京都市中京区壬生東高田町1番地の2
地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院本館4階会議室
 - ウ 入 札
入札書は封入及び割印(法人の印)を押印した状態で持参すること。

(6) 予定価格及び最低制限価格

本件入札の予定価格及び最低制限価格は、次のとおりである。

ア 予定価格 18,965,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

イ 最低制限価格 16,295,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(7) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、次の書類を公告の日から入札日の前日午後5時まで(8月27日(土)及び28日(日)を除く。)に、機構経営企画局経営企画課に提出しなければならない。受付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しないものは、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式)

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。)の写し

ウ 技術者配置予定調書(別紙様式)

3(2)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、開札日において、他の工事に配置されておらず、かつ落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成23年8月31日(木)午後4時15分

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、次に最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 一般競争入札参加有資格者で無くなったとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 京都市から競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他機構理事長が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開院日の午後1時から機構のホームページにおいて公表する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者に対して落札決定日を通知する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

規程第5条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本公告に関する問合せ先 2に同じ。

(4) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。

(5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。